明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務二七）　一
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一八二）　五
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁四四～四九）　八
○低騒音型建設機械の指定に関する件（国土交通六五七）　四一
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同六五八）　四四
〔官庁報告〕
財　政
未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（総務省）　四五
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　五九
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、企業年金基金設立関係　六九
地方公共団体
行旅死亡人関係　七三
会社その他
会社決算公告　七三

省　令

○法務省令第二十七号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十九日

法務大臣　金田　勝年

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。